

自社製品・サービスなどの 海外への販路開拓 を目指す県内事業者の皆様へ

※個人事業主の方を含みます

※製造業の方は「飲食料品」もしくは「工芸品」を製造される方に限ります。それ以外の製造業の方は当財団が所管する「島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金」をご利用ください。

平成29年度

しまね海外販路開拓支援助成金

「しまね海外販路開拓支援補助金」後継事業

現在公募中

公募期間 平成29年6月19日（月）▶7月24日（月）

↓ 例えばこんなケースにご活用いただけます ↓

- ◆ 海外で開催される商談会・展示会に出展して、取引先を開拓したい
- ◆ 海外の商社・代理店などを直接訪問、商談を行い、販路を拡大したい
- ◆ 海外市場向けの新製品を開発したい

▶ 制度の詳細・問合せ先は裏面をご確認ください。

対象事業者

以下の全てに該当することが必要です。

- ①県内に主たる事務所又は事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）であること、または、助成事業で対象とする製品等の生産活動の中心が県内に存すること。
- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に当てはまること。
- ③製造業にあっては、**飲食料品及び工芸品を製造する企業**であること。
- ④県税を滞納していないこと。

※ご注意ください！

▶飲食料品及び工芸品を製造する企業を除く製造業の方（例えば、機械金属製造業者の方など）は当財団が所管する別の助成金制度「島根ものづくり企業海外展開総合支援助成金」が対象となります。

対象事業・対象経費

<対象事業>

海外の事業者等と商取引を行うことを目的として行う次の事業が対象となります。

- ①商談会・展示会等への参加
- ②テスト輸出
- ③販売促進活動
- ④輸出向け商品の開発
- ⑤その他海外販路拡大に係る事業活動の実施

<対象経費>

以下の経費が助成対象となります

- | | |
|---|------------------------------------|
| ①賃金（販売促進員等に支払う賃金。但し、当該事業実施のために臨時的に雇用される者に係るものに限る） | ⑧広告宣伝費 |
| ②謝金（専門家等に支払う謝金） | ⑨通信費 |
| ③旅費（原則として1人分を上限とする） | ⑩輸送費（販売用商品の輸送経費は対象外とする） |
| ④印刷製本費 | ⑪委託費 |
| ⑤会議需用費 | ⑫会場費 |
| ⑥通訳翻訳料 | ⑬リース料（汎用性の高い什器類、パソコン等に係る経費は対象外とする） |
| ⑦役務費（分析・試験、商標等権利取得経費等） | ⑭その他代表理事副理事長が特別に必要と認める経費 |

助成率・助成限度額

助成率 1/2 助成限度額 1,000千円

申請について

当事業への申請をお考えの場合は、事前に下記の間合せ先へお問い合わせください。
事業の詳細について担当者がご説明させていただきます。

審査について

当財団が主催する審査委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。
その後審査委員会による審議を経て、申請事業の採否を決定いたします。

審査委員会の日程・方式等につきましては、公募期間終了後、申請者さまに個別にご連絡差し上げます。
※審査委員会は8月中旬を目処に開催予定です。

▶ **問い合わせ先**
公益財団法人しまね産業振興財団
販路支援課 国際化支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail kaigai@joho-shimane.or.jp

